

第2回財政健全化アドバイザー会議で受けた助言と対応について

20260728 経営管理課

【非公開】

1 計画の目標、指針、指標等について

	助言	反映	対応				
1	・「取組目標」と「目安指標」の区別や表記の見直しが必要。 ・目標は市民に分かりやすく、達成可能な水準で設定すべき。 ・必ず達成する金額なのか、将来的に目指す金額なのか分かりやすい表現とするべき。 ・実質公債費比率18%については、「翌年度に18%超」なのか「計画期間内の今後10年間の収支見通しで18%を超える見込みとなった場合」なのか明確にすること。	概要版 P4 計画 P14 P21	・取組目標とするのは次の2つ ①財政基金を標準財政規模の10%を確保 ②今後10年間の財政収支見通しにおいて、「実質公債費比率18%未満」を維持 ・基金の適正管理指針 ①変更前：「残高目標」 変更後：「将来的に確保したい基金残高（決算ベース）」 ②計画対象期間に限らず、今後の財政運営にも適用することを追記。				
2	・市民にとって分かりやすい指標とするために1人あたり市債残高指標も併用することを提案。（過去の最高値を超えないことを指標とするなど）	概要版 P4 計画 P14 P21		H17	H26	R6	R13
			市債残高	400億円	372億円	320億円	450億円
			1人当たり市債	48万円	42万円	44万円	66万円
			将来負担比率	75.2(H19)	55.6	15.6	38.9
			実質公債費比率	18.4(H18)	7.2	7.1	9.4
			基金残高	99億円	61億円	67億円	12億円
			1人当たり基金	10万円	8万円	9万円	2万円

			・人口減少に加えて、臨時財政対策債、老朽化資産の更新整備による市債発行など、1人当たり借金額は直近20年間の最高額を大幅に上回る見込みであるものの、交付税措置の拡充等により、将来的な市民負担割合の伸長は抑制される。 ・また、日経平均株価を見ると、2003年(H15)にバブル崩壊後の最安値7,603円を底に、2026年6月には72,000円を超えるなど、借金額・貯金額の重みに変化が生じている。デフレ・インフレなどの経済情勢や少子高齢化を始めとする社会構造の変化など複合的な視点を以て判断しなければ行財政運営が困難な状況にある。 ・数字だけが独り歩きする危惧と、現実を分かりやすく示すことで市民理解を得る効果と、両面から検討する。
--	--	--	---

【公開】

2 収支見通し及び実施プログラム等について

	助言	反映	対応
1	【収支見通しについて】 ・近年の交付税の追加交付等による歳入の増加や、物価高騰や人件費の増加等による歳出の増加により、収支見通しと決算に乖離が生じている。 ・これまで通りの見込み方の収支見通しと今後も収	概要版 P3 計画 P16	・内閣府が年2回公表している「中長期の経済財政に関する試算」では、「高成長実現コース」「成長移行ケース」「過去投影ケース」の3つのシナリオが示されている。第3回アドバイザー会議に提出する収支見通しでは、このうち、「成長移行ケース」「過去投影コース」に基づい

	入が増加していくという収支見通しなど、複数のパターンを作成して検討する必要があるのではないか。		た試算（名目GDP成長率等の反映）を提出する。 - 令和6年度決算でみると、本市の財政力指数は0.657となっているが、歳入総額に占める「市税」割合は29%である。一方、歳入総額に占める地方譲与税・交付税・国県支出金を合計した割合は50%を上回り、これらの歳入は令和以降順調に増加している実績があるものの、国の制度変更や全体の景気動向、政策方向性の影響を反映することから、見込むことは難しい。 - 予測困難な局面において、複数パターンの収支見通しが必要であれば、物価上昇・人件費高騰に関する市としての役割を果たしつつ、現実的な行財政運営を行っていくことは困難と考える。 ＊市として、第2期計画に複数シナリオを記載するか否かについては今後検討する。
2	【事業の棚卸し、手法の再検討】 事業を削減・縮小していくためには、本来行政としてすべき業務とそうでない業務を整理していく必要がある。これからの時代はこれまでのようにすべてを行政で担うことはできないため、民間委託への移行や市民の協力が不可欠である。	概要版 P1 計画 P15 P17 P18 P20	- 本市の最上位計画は、「総合計画」であり、まちの将来像を次のとおり定めている。 「誇りを持って暮らせるまち」 ～チーム三木（市民・議会・企業・団体・行政）協働によるまちづくり～ - また、総合計画策定の視点は、次の3つとしている。 ◆人口減少に見合ったまちづくり

		P22 P23	◆未来を見据えた、市民目線による施策づくり ◆“チーム三木”協働による、明るい未来を実感できる計画づくり ・これらは、財政健全化計画の策定・実行にも当然引き継がれる基本理念である。 ・助言いただいている「本来行政としてすべき業務とそうでない業務を整理」や「民間委託への移行や市民の協力が不可欠」といったところは、財政健全化を進めるに当たって欠かすことはできない視点であると考えているが、市民への単なる負担の付け替えとならないように事業を再構築する必要がある。 ・上記のような取組は、市単独の希望でできるものではなく、関係者への意向確認と調整が効果を左右する重要な要素であることから、第2期計画の期間内に、ワーキンググループ等により検討し、随時プログラムに追加していくこととしている。
3	【事業見直しに関する職員負担軽減等について】 ・事業の削減・縮小や効率化などは、新規事業の立ち上げ以上に職員の負担が大きい。 ・所管課から自発的に取り組むことができるように、所管課へ自由に裁量を与えることや褒賞制度などモチベーション維持の仕組みが必要。	概要版 － 計画 －	・第2期計画期間中は、業績評価や人事評価へ、財政健全化取組を追加するなどを検討する。 ・内部事務に関することであることから、第2期計画へは記載しない。

	*第1回会議で受けた助言「事業を廃止するためには、職員のモチベーションを維持する仕組みが必要。」に同じ。		
--	---	--	--